

「ピリダリル」、「ピリプロキシフェン」及び「メトコナゾール」の 食品安全基本法第24条第1項の規定に基づく食品健康影響評価に ついて

1. 経緯

「ピリダリル」、「ピリプロキシフェン」及び「メトコナゾール」についてはそれぞれ平成21年3月12日付け、同年2月25日付け及び同年3月9日付けで、農薬取締法に基づく適用拡大の申請があった旨、農林水産省より連絡があったところである。

また、「メトコナゾール」については、平成21年3月17日付けで「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成16年2月5日付け食安発第0205001号）に基づき、残留基準の設定が要請されたところである。

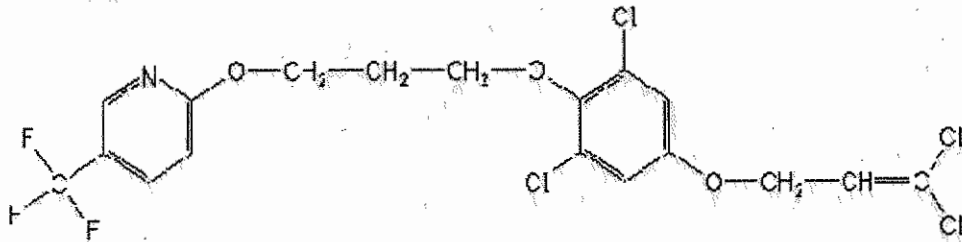
これらの剤について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号、以下「法」という。）第24条第1項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼物質の概要

(1) ピリダリル

本薬は殺虫剤である。平成21年3月現在、ばれいしょ、レタス等に登録があり、食品衛生法に基づく残留基準が設定されている。今回、さやいんげん（未成熟いんげん）等に残留基準の設定が要請されている。

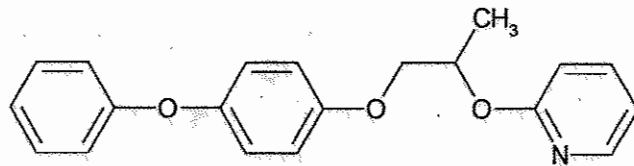
FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされていない。



(2) ピリプロキシフェン

本薬は殺虫剤である。平成21年3月現在、メロン、トマト等に登録があり、食品衛生法に基づく残留基準が設定されている。今回、茶に残留基準の設定が要請されている。

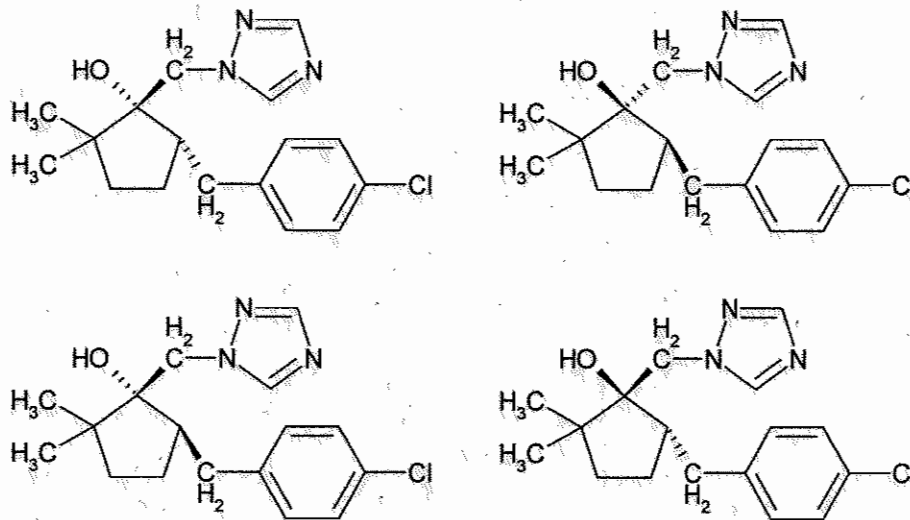
JMPRにおける毒性評価では、許容一日摂取量（ADI）として0.1 mg/kg 体重/日と設定されている。



(3) メトコナゾール

本薬は殺菌剤であり、平成21年3月現在、小麦、かんきつ等に登録があり、食品衛生法に基づく残留基準が設定されている。今回新たに大豆、もも等に残留基準の設定が要請されている。

JMPRにおける毒性評価は、なされていない。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において、上記の農薬の食品中の残留基準設定について検討する。